

東京労働局からのお知らせ

I. イベント

II. その他項目

I イベント

1. 令和6年度 第2回新規大卒者等合同就職面接会・企業説明会を開催します

資料あり

令和7年3月大学等卒業予定者及び3年以内の既卒業者を対象とした合同就職面接会・企業説明会。首都圏近辺を就業場所とした企業を中心に約80社。

日時：9月13日13時30分～16時30分

場所：新宿NSビル「NSイベントホール」

担当：職業安定部職業安定課新卒支援係

2. 「福祉の仕事 相談・面接会」の開催について

資料あり

東京都と東京労働局の共催による福祉分野の合同就職面接会。渋谷区や新宿区など都心に事業所を構える法人のうち、「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」を行っている26法人が参加します。

日時：9月19日13時15分～16時30分

場所：新宿エルタワー「サンスカイルームA」

担当：職業安定部職業安定課職業紹介第二係

Ⅱ その他項目

1. 両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）について

資料あり

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき令和6年1月に新設された「両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）」について、仕事と育児等の両立支援に取り組む中小企業事業主を支援する他の制度と併せて積極的に周知する取組みを行います。

担当：雇用環境・均等部企画課助成金班

新規大卒者等 合同就職面接会・企業説明会

80社参加予定 参加無料 当日参加可能

企業説明を
聞くだけ
でもOK!

CHECK!!
どの企業の説明を聞けば
いいのかわからない方へ!

スタッフが様々な企業を案内する
企業めぐりツアーを開催!

CHECK!!
初めての方でも安心!
面接会
ガイダンス開催!

CHECK!!
東京新卒応援
ハローワーク
見学ツアーを実施!



2024年 9/13 金

13時30分～16時30分 受付時間:13時00分～15時30分

参加対象 2025年3月

大学院・大学・短大・高専・専修学校(専門課程)等
卒業予定者及び卒業後概ね3年以内の既卒者

※2025年4月以降卒業見込の方はご参加いただけません。

参加企業 80社参加予定

- ◆履歴書がない方も参加可能!企業から説明を聞くだけでもOKです!
- ◆参加企業名・求人一覧は、東京労働局のホームページに掲載いたします。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/event/060808sinsotu.html



開催場所

新宿NSビル「NSイベントホール」
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル地下1階



【交通機関】

- JR新宿駅西口から徒歩約7分
- 東京メトロ丸の内線西新宿駅から徒歩約7分
- 都営大江戸線都庁前駅から徒歩約3分

問い合わせ

東京新卒応援ハローワーク Tel: 03-5339-8609 八王子新卒応援ハローワーク Tel: 042-631-9505

主催 東京都、東京労働局、東京新卒応援ハローワーク、八王子新卒応援ハローワーク

共催 東京新卒者等人材確保推進本部 協力 埼玉県、千葉県、神奈川県、大学職業指導研究会

～公正な採用選考のために～ 東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。詳細は、<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp>をご覧ください。

第2回新規大卒者等合同就職面接会・企業説明会 参加申込書

ご参加方法

事前に申込みする方法と当日会場にて申込みする方法がございます。
事前に申込みいただくことをお勧めします。

事前申込方法

受付期間：8月26日(月)～9月11日(水)

方法1 右記のQRコードよりお申込み



方法2 都内新卒応援ハローワーク(以下2箇所)に直接お申込み(来所又は電話)

東京新卒応援ハローワーク

新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング21F
Tel: 03-5339-8609 受付時間(平日): 10:00~18:00

八王子新卒応援ハローワーク

八王子市旭町10-2 八王子TCビル6階
Tel: 042-631-9505 受付時間(平日): 10:00~18:00

方法3 各ハローワークを経由して新卒応援ハローワークにお申込み

※事前にお申込みいただかなくても当日会場でのお申し込みも可能です。
面接会当日の参加受付までに、ハローワークインターネットサービスにて
求職申込み(オンライン登録)を行っておくと、スムーズに参加できます。



当日の持ち物

- ①参加申込書 ※インターネット(上記方法1)にてお申込みされた方は持参不要です。
- ②紹介状、応募書類 ※紹介状は応募先が決まっている場合のみ必要です。新卒応援ハローワークまたは各ハローワークでもらってください。
- ③筆記用具

卒業 年次	① 2025年3月卒業見込み	年齢	歳 (年 月 日生)	フリガナ	
	② 年 月卒業 ※2025年4月以降卒業見込みの方は ご参加いただけません。			氏名	
住所	〒				
最終 学歴	(学校名)				
	(学部・学科)				
ハローワークへの求職登録の有無	あり(求職番号:) ・ なし				
面接会参加の事前申込みの有無	あり ・ なし			参加番号 (職員記入欄)	

※オンライン登録者は、ハローワークインターネットサービスを利用し、求人情報の検索やオンライン自主応募など、求職者マイページを通じて自主的な就職活動が可能です。ただし、求職者マイページの一部の機能は利用できません。

※ハローワーク利用登録者は、ハローワークで、求人情報の提供や職業紹介、応募書類の作成、面接のアドバイスなどの就職支援を受けられます。求職者マイページを開設された場合、求職者マイページの全ての機能が利用できます。

留意点 面接会参加後、求職登録状況がオンライン登録の方は、東京新卒応援ハローワーク利用登録者へ求職登録状況を変更いたします。

都内で「働きやすい職場づくり」に取り組む福祉施設・事業所が出展!



福祉の仕事

参加費
無料!

服装
自由!

相談・面接会



TOKYO 働きやすい
福祉の職場宣言事業所編

令和6年 **9月19日** 木
13:15~16:30 (受付 12:45)

- ☑ 相談のみの参加もOK
- ☑ 無資格・未経験者大歓迎!

26法人が参加予定

会場

新宿エルタワー サンスカイルームA

新宿区西新宿1-6-1 30階
・東京メトロ新宿駅 A17 出口 徒歩0分
・JR 新宿駅 西口 西改札出口 徒歩3分

参加方法

二次元コードより
お申込みください。

※事前申込みがなくても参加いただけます。当日受付時に参加票へ必要事項をご記入ください。



プログラム

13:15~13:55 **福祉のしごと入門講座**

14:00~14:30 **事業所PR** 各福祉施設・事業所が1分程度でPRを行います。

14:30~16:30 **相談・面接会**

仕事内容や職場の雰囲気、職員育成など、気になることはなんでも気軽に相談できます!あなたにとっての働きやすい福祉の職場を見つけよう!

- ◎雇用保険受給中の方へは「参加証明書」を発行します。
- ◎履歴書は原則不要ですが、面接を希望する場合はご持参ください。
- ◎出展法人の情報は開催の約2週間前に東京都福祉人材センターのHPに掲載いたします。

問合せ先

東京都社会福祉協議会

東京都福祉人材センター

相談・面接会担当

☎03-5211-2860(代表)



「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」事業所とは？

働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する高齢・児童・障害分野の施設・事業所です。都独自の「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえ、人材育成、キャリアアップ、ライフ・ワーク・バランス等、働く人にやさしい職場づくりに取り組んでいます。

※詳細はホームページをご参照ください。



「福祉人材センター」とは？

「福祉のしごとに興味がある」「福祉のことを知りたい」など、福祉に関する様々な相談に応じながら、福祉の仕事への就職をサポートしています。

サポート内容

- 福祉の仕事をご紹介
- 福祉に関する入門的講座や就職支援セミナーを開催
- 福祉のしごと相談面接会などのイベントを開催

詳細は右端の二次元コードまたは「フクシロウ」で検索ください。

フクシロウ



オンライン相談 はじめました！

来所や電話での相談以外にも、Zoomでの相談が可能です。

「自分に合った福祉の仕事を探したい」、「福祉(介護・保育)の仕事内容を知りたい」、「福祉にはどんな資格があるか知りたい」、「休みはとれる？残業は多い？」など、気軽にご相談ください！

予約はこちらの ▶▶▶
二次元コードから可能です。



両立支援等助成金 「育休中等業務代替支援コース」
「柔軟な働き方選択制度等支援コース」をご紹介します

「両立支援等助成金」は、仕事と育児・介護等を両立しやすい職場環境整備に取り組む中小企業事業主を支援する制度です。

育休中等業務代替支援コース（令和6年1月新設）

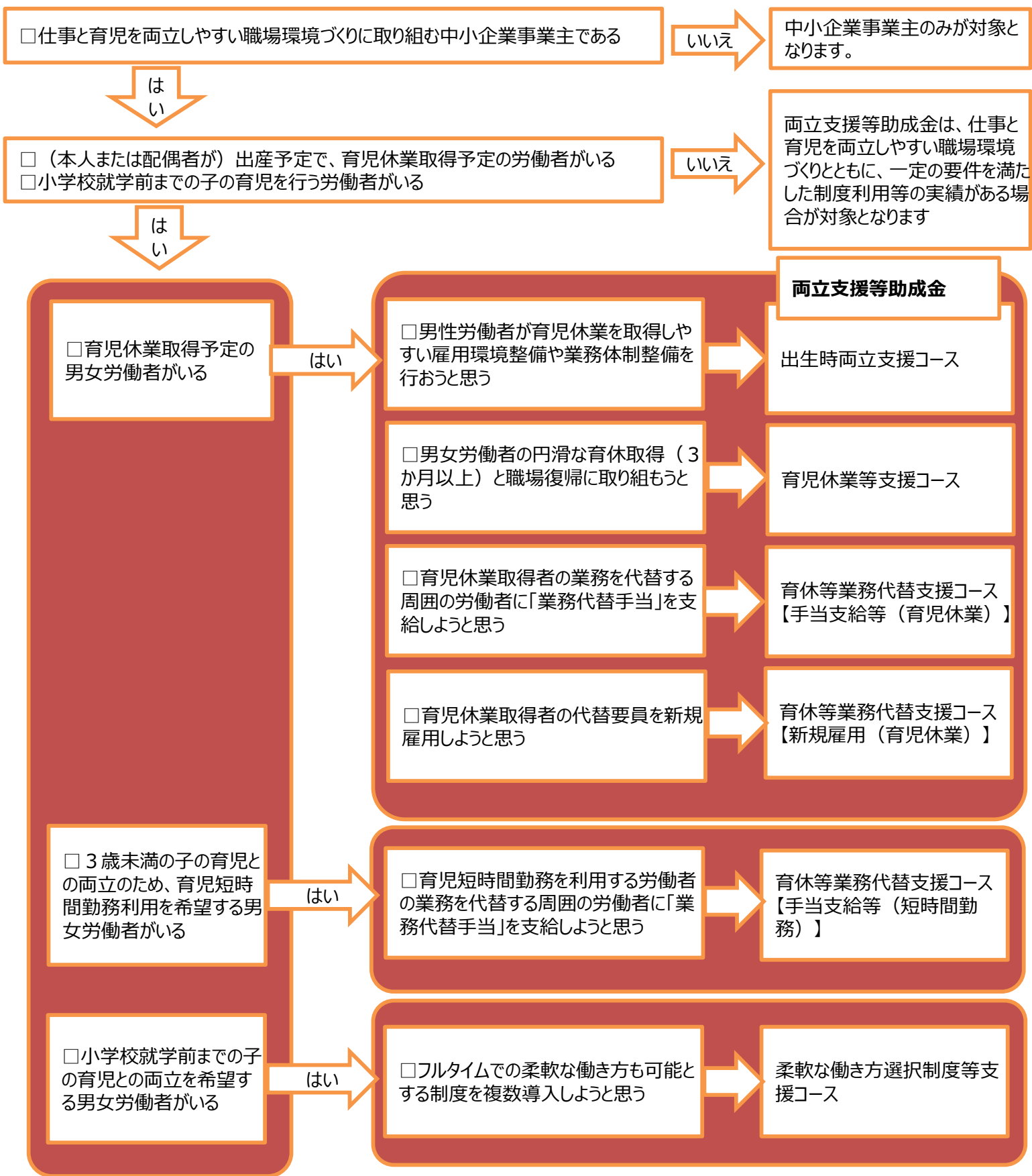
制度	対象となる場合	主な要件	支給額
手当支給等 (育児休業)	育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合	<ul style="list-style-type: none"> ①代替業務の見直し・効率化 ②手当制度等を就業規則等に規定 ③7日以上の子育て休業取得 ④業務代替者への手当等の支給 	以下①②の合計額を支給 【最大125万円】 ①業務体制整備経費：5万円（育休1か月未満：2万円） ②手当支給総額の3/4 ※上限10万円/月、12か月まで （プラチナくるみん認定事業主は4/5に割増）
手当支給等 (短時間勤務)	育児のための短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合	<ul style="list-style-type: none"> ①代替業務の見直し・効率化 ②手当制度等を就業規則等に規定 ③1か月以上の短時間勤務利用 ④業務代替者への手当等の支給 	以下①②の合計額を支給 【最大110万円】 ①業務体制整備経費：2万円 ②手当支給総額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
新規雇用 (育児休業)	育児休業取得者の代替要員を新規雇用（派遣受入含む）で確保した場合	<ul style="list-style-type: none"> ①代替要員を新規雇用または派遣で確保 ②7日以上の子育て休業取得 ③代替要員が業務を代替 	代替期間に応じた額を支給 最短：7日以上14日未満 9万円 最長：6か月以上 67.5万円 （プラチナくるみん認定事業主は支給額を加算）

※各制度合わせて育休取得者と制度利用者合計で1年度10人まで、初回の対象者が出てから5年間まで対象
 ※育休取得者・制度利用者が有期雇用労働者の場合、10万円加算（代替期間が1か月以上の場合のみ）
 ※育児休業等に関する情報公表加算（1回限り、2万円）の適用あり

柔軟な働き方選択制度等支援コース（令和6年4月新設）

主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度（下記の「柔軟な働き方選択制度等」）を2つ以上導入（労働協約又は就業規則に規定）する ② 「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により、柔軟な働き方に関する制度の利用及び利用後のキャリア形成を円滑にすることを支援する方針を社内周知する ③ 助成金の対象労働者（制度利用者）と面談を実施し、「面談シート」に記録する ④ 面談結果を踏まえ、制度利用者の「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」を作成する ⑤ 制度利用者が、柔軟な働き方を可能とする制度のうちの1つを、制度利用開始から6か月間で、下記の基準以上利用 				
柔軟な働き方選択制度等	フレックスタイム制/時差出勤制度	育児のためのテレワーク等	短時間勤務制度	保育サービスの手配・費用補助制度	子の養育を容易にするための休暇制度/法を上回る子の看護休暇制度
導入すべき主な内容	始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定/始業・終業の1時間以上の繰り上げ・繰り下げ	勤務日の半数以上利用可能 時間単位利用可能	1日1時間以上の所定労働時間短縮 1日6時間以外の短縮時間も利用可能	一時的な保育サービスを手配し、サービスの利用に係る費用の全部または一部を補助	有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度
利用実績の基準	制度利用者の子が小学校就学前まで（ただし、短時間勤務制度は子が3歳以上に限る）			合計20日以上制度利用	
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ●柔軟な働き方選択制度等を2つ導入し、対象労働者が制度を利用 20万円 ●柔軟な働き方選択制度等を3つ以上導入し、対象労働者が制度を利用 25万円 ※1年度あたり1事業主5人まで対象 ※育児休業等に関する情報公表加算（1回限り、2万円）の適用あり			労働者負担額の5割以上かつ3万円以上、または10万円以上の補助	

育児を行う労働者が仕事と育児を両立するため、育児休業や育児のための短時間勤務制度、柔軟な働き方を可能とする制度を利用しやすい職場環境づくりのため、**両立支援等助成金**を活用しましょう。



◎ 詳しい支給要件や手続等については、東京労働局HPの「**両立支援等助成金 支給要領**」をご確認ください。

◎ 中小企業事業主の範囲や、**就業規則等の規定例**、「育休復帰支援プラン」「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」の作成例等については、東京労働局HPの「**支給申請の手引き**」をご参照ください。

◎ お問い合わせ先

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課 助成金係 TEL：03-6893-1100（受付時間：9時00分～17時00分）

両立支援等助成金 東京労働局 **検索**